

令和7年度 第2回 松戸市景観審議会 議事要旨

- 1 日 時 令和7年8月27日（水）10時00分から11時00分まで
- 2 場 所 松戸市役所 新館5階 市民サロン
- 3 出席委員 阿部 貴弘 委員
宇津宮 巨一 委員
入江 和彦 委員
- 4 欠席委員 池邊 このみ 委員
田邊 学 委員
- 5 傍 聴 者 1名
- 6 事 務 局 都市計画課 中野課長 他担当者8名
- 7 議 題 議題（1）松戸市景観条例第17条第1項第1号に基づく景観計画の変更に係る調査審議事項について（公開）
「松戸市景観計画」改定について
議題（2）松戸市景観条例第17条第1項第7号に基づく本市における良好な景観の形成に係る調査審議事項について（非公開）
「（仮称）松戸市地区計画の区域内における建築物等の形態意匠の制限に関する条例」の制定について
- 8 配布資料 松戸市景観審議会委員名簿
次第
資料1 （説明資料）「松戸市景観計画」改定について
資料2 松戸市景観計画（改定素案）
資料3 松戸市景観基本計画（改定たたき台）
資料4 （仮称）松戸市地区計画の区域内における建築物等の形態意匠の制限に関する条例の制定について
参考資料 小田原市地区計画形態意匠条例及び同施行規則並びに同条例に基づく認定申請について（城山三丁目地区における案内）
- 9 会議経過 開 会
① 会議開催要件の確認
委員3名出席により成立
② 会議の議事録署名人の確認
委員名簿順により、「阿部委員」に確定
③ 議題及び配布資料の確認
④ 会議公開に関する確認
松戸市景観条例等施行規則第18条第5項の規定により議題（1）は公開、議題（2）は非公開とする
⑤ 傍聴者の有無に関する確認
傍聴者あり
⑥ 議 事
閉 会 （11時00分）

令和7年度 第2回 松戸市景観審議会 議事録

事務局 松本補佐)

お時間過ぎまして申し訳ございません。

ただいまより、「令和7年度 第2回 松戸市景観審議会」を開催させていただきます。本日の進行役を務めます、審議会事務局の都市計画課の松本と申します。よろしくお願いいたします。

議事に移る前に、事務局より報告させていただきます。

本日の審議会ですが、審議会委員3名のご出席をいただいております。従いまして、松戸市景観条例等施行規則第18条第2項に基づき、開催要件であります、委員の過半数の出席の規定を満たしておりますので、本日の審議会は成立しておりますことを報告いたします。

なお、本日の審議会ですけれども、議事録作成のための補助資料としまして、録音させていただきますので、ご了承くださいますようお願いいたします。また、議事録の確認署名につきましては、名簿順の輪番制により、阿部委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

また、本日の議題の審議にあたりまして松戸市景観条例等施行規則第18条第4項の規定により、景観計画改定業務の委託事業者であります八千代エンジニアリング株式会社の担当者が2名出席させていただきます。ご了承くださいますようお願いいたします。

続きまして、松戸市景観条例等施行規則第17条第3条に基づきまして、本条項におきまして、会長に事故等がありましたら、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理するとの規定がございます。本日池邊会長がご欠席でございますので、阿部委員にお願いしたいと思います。

阿部委員)

承知しました。

事務局 松本補佐)

報告事項は以上となります。

この後の進行につきましては阿部委員、よろしくお願いいたします。

阿部委員)

それでは、代理ですね、もしかすると池邊先生いらっしゃるかもしれませんがけれども、それまでの間、私の方で議事進行を務めさせていただきます。審議会に先立ちまして、会議の公開について確認いたします。当審議会は、松戸市景観

条例等施行規則第１８条第５項の規定により、審議会の会議は公開を原則とする。ただし、審議会において、会議を公開しないと認めたときはこの限りではないとしておりますが、公開の可否を確認するにあたり、本日の議事について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 松本補佐)

はい、本日の議事は２件ございます。

議題（１）松戸市景観条例第１７条第１項第１号に基づく、景観計画の変更に
関する調査審議事項についてといたしまして「松戸市景観計画の改定について」、
議題（２）松戸市景観条例第１７条第１項第７条に基づく、本市において良好な
景観の形成に係る調査審議事項について「（仮称）松戸市地区計画の区域内にお
ける建築物等の形態意匠の制限に関する条例の制定について」、以上２件でござ
います。

あわせて、資料の確認をさせていただきます。

１枚目、次第。

２枚目が配置図としておりますが席次。

３番目に松戸市景観審議会委員名簿。

４、資料１、Ａ４横になります。説明資料といたしまして、松戸市景観計画改
定について。

資料１の別紙としまして、別紙１ 松戸市オープンハウス結果。

別紙２、Ａ３の折り目がついてるものになります、近隣市の照会結果。

資料２、冊子になります松戸市景観計画改定素案。

資料３、松戸市景観基本計画改定たたき台。

資料４、説明資料Ａ４横、（仮称）松戸市地区計画の区域内における建築物等
の形態意匠の制限に関する条例の制定について。

最後に資料４の参考資料といたしまして、小田原市の条例と同条例に基づく
申請についての案内になります。

以上となりますが、不足等ございませんでしょうか。

ありがとうございます。

このうち、議題（２）「（仮称）松戸市地区計画の区域内における建築物等の形
態意匠の制限に関する条例の制定」につきますが、市の考え方を本日ご説
明させていただきますが、現在進行中の事業になりまして、検討段階の内容を含
むため、非公開とさせていただきたいと考えております。

また、本件につきましては事業の進捗を鑑みながら、適切な時期に議事録及び
資料を公開させていただきたいと考えております。

どうぞよろしくお願いいたします。

阿部委員)

はい。以上事務局からご説明いただいた通りの議事になりますが、本日の審議会に付議されております議題(2)「(仮称)松戸市地区計画の区域内における建築物等の形態意匠の制限に関する条例の制定」につきましては、検討段階の未確定な情報を取り扱っております。

これは松戸市情報公開条例第7条第1項に定める非開示情報に該当し、当該情報が公開された場合、不当に市民の間に混乱を生じさせる恐れがあることから、審議会等の公開に関する要綱第3条の規定により、非公開にしたいと思いますが、皆様ご異議ございませんでしょうか。

宇津宮委員、入江委員)

はい。

阿部委員)

ご異議なしということですので、本日の会議の議題(1)は公開、議題(2)は非公開とさせていただきます。

それでは、公開の議題における傍聴人について、事務局に報告いただきたいと思います。

事務局 松本補佐)

はい。本日の傍聴の申出について報告いたします。

本日の審議会は会場の広さを考慮し、定員を10名で設定させていただきました。

傍聴の申出は1名でございます。松戸市景観審議会の傍聴に関する要領の規定に基づき、傍聴人が定員の10名以内でございますので、申出全員の傍聴を許可してよろしいでしょうか。

阿部委員)

はい、よろしいですか。

宇津宮委員、入江委員)

はい。

阿部委員)

ということで、事務局から報告のあった通り、1名の傍聴を許可したいと思います。

事務局 松本補佐)

ありがとうございます。それでは、傍聴人の入室をお願いします。

阿部委員)

よろしいですか。

事務局 松本補佐)

撮影等は要望ございませんでした。

阿部委員)

はい、わかりました。

それでは傍聴人の方に念のため注意事項をお伝えしておきます。

松戸市景観審議会の傍聴に関する要領の第4条にございます通り、会議開催中は静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により公然と可否を証明しないことを遵守してください。

また、本日の審議会は、議題(1)松戸市景観条例第17条第1項第1号に基づく、景観計画の変更に関する調査審議事項について、松戸市景観計画改定については、公開にて行いますが、議題(2)松戸市景観条例第17条第1項第7号に基づく本市における良好な景観の形成に係る調査審議事項について、(仮称)松戸市地区計画の区域内における建築物等の形態意匠の制限に関する条例の制定については、非公開ということで行うことといたしました。

そのため、議題(1)の終了後は、傍聴人の方には退出をお願いすることになります。

それでは議事に移りたいと思います。議題(1)松戸市景観計画改定について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 藤島主事)

都市計画課の藤島です。

「松戸市景観計画」改定について、ご説明いたします。

お手元のパワーポイント資料に沿って説明をさせていただきます。

2ページをご覧ください。

それでは、本日の内容についてご説明いたします。

目次をご覧ください。

1. オープンハウスの開催報告、2. 都市計画審議会の報告、3. 「松戸市景観計画」素案、4. 「松戸市景観基本計画」たたき台、5. 運用方法の検討、6. 今後のスケジュールでございます。

3ページをご覧ください。

はじめに、市民参加の機会を増やし、「景観計画」改定内容の周知と市民意向の把握、啓発活動として、6月末から7月初めに実施しました、オープンハウスについて報告いたします。4日間の参加人数は、合計650名、アンケートの回答数は、317名でした。

また、オープンハウス当日の参加が難しい方に向け、オープンハウスの期間中、庁舎内の渡り廊下にパネルの設置及び来庁者向けにアンケートを配架、さらに市のホームページ上にも展示内容を掲載し、WEBアンケートも実施いたしました。

4ページをご覧ください。

2. 開催内容について。

こちらについては、別紙1 松戸市オープンハウス結果を合わせてご覧ください。

1つ目、改定内容を市民向けに分かりやすくまとめたもの、景観表彰の過去作品及び今年度の作品募集、景観に関するクイズ、屋外広告物の適正な管理等の周知のためのパネル展示を行いました。

2つ目、景観スポットの過去作品と市のPR動画の上映を行いました。

3つ目、改定内容に対する市民意見の聴取のため、アンケートを実施しました。

5ページをご覧ください。

開催内容4つ目、イベントに少しでも興味をもってもらえるよう、チーバくんや本市のキャラクターの着ぐるみによる集客をしました。

また、来場記念として本市の景観ロゴとチーバくんをあしらったマグネットの配布、さらに、本市のキャラクター等の塗り絵をラミネートし、しおりにするコーナーを実施しました。

6ページをご覧ください。

3. アンケートの実施結果について報告いたします。

松戸駅周辺の景観改善について、回答者のうち約半数が、色を派手になりすぎないようにすることについて評価されておりました。

次いで、目立つ看板をなくす、お店の雰囲気にあった落ち着いたデザイン、デジタル案内板の制限を3～4割の方が評価されておりました。

その他の回答も含め、ほとんどの回答者が市の景観改善方法の有効性を評価していると認識しております。

続いて、万能鋼板の反射等による影響から農地景観を保全する方法について、回答者のうち約半数が、万能鋼板や太陽光発電設備等をグレーやブラウンなど、周辺環境と調和する落ち着いた色にすることが効果的であると評価をされておりました。次いで、光を反射しない素材、適切な維持管理、植栽による遮蔽等を

3～4割が評価されておりました。

その他の回答も含め、こちらについてもほとんどの回答者が市の景観保全方法の有効性を評価していると認識をしております。オープンスペースなどのにぎわい創出方法について、回答者のうち6割が、植栽やベンチが整備されたオープンスペースがにぎわいづくりに効果的と評価をされておりました。

次いで、水辺における建物とのつながりが4割、暖かみのある照明が3割、透過性のある建物低層部が2割を評価されておりました。

また、景観への興味や良好な景観形成方針については記載のとおりです。その他の意見や要望については、次頁に記載をしております。

今回のアンケート結果としましては、比較的多くの来場者が景観に興味を示され、改定内容に対して概ねの賛同を得られたものと考えております。

8ページをご覧ください。

2. 都市計画審議会の報告。景観法の規定により、「景観計画を改定する際には、あらかじめ都市計画審議会の意見を聞かなければならない」とされていることから、8月19日、都市計画審議会においてご意見を伺いましたのでそちらをご報告いたします。

本審議会では都市計画審議会においていただいたご意見の報告をし、現時点での市の考え方をご提示いたします。また、本審議会でのご意見を賜った上で、今後、素案に反映をしていく予定でございます。

1つ目、にぎわいの創出及びウォーカブルについてです。

主に水辺への配慮事項などに追加をした、にぎわいの創出等の考え方を踏襲したことについて、「市内においても必要とするところと、そうでないところがあるはずだが、その書き分けができておらず、市全域ににぎわい創出を求めているように見える」とのご意見をいただきました。このことにつきましては、誤解を与えるような記載にならないよう、書き分けについて今後検討をしてみたいです。

2つ目、公共施設型景観形成重点地区についてです。

なお、こちらについては本来、先に景観審議会にお示しした後、都市計画審議会のご意見を伺うところですが、審議会開催のスケジュールの都合上、先行して都市計画審議会にご意見を伺ったものとなります。

まず、先に都市計画審議会でご提示した内容について説明いたします。

資料10ページをご覧ください。

3. 松戸市景観計画素案 2. 公共施設型景観形成重点地区の設定。

松戸駅周辺の景観形成重点地区について、主に民間の屋外広告物に対し協議を求める屋外広告物型に加え、新たに公共団体の建築等に制限をかけるため、公共施設型の景観形成重点地区を設定いたします。

なお、松戸駅周辺地区以外の指定につきましては、今後のまちづくりの動向を加味し、検討を進めてまいります。

11ページをご覧ください。具体的な、エリア内の制限内容について説明いたします。

まず、地区内で国の機関又は地方公共団体が設置する建築物及び工作物については、規模に関わらず全て対象といたします。

基準は、記載のとおりとします。

①公共サインの色彩については、「公共サインガイドライン」に準拠しなければならない。②建築物の外壁及び屋根等の基調色について。

こちらは、資料2「景観計画」素案をご覧ください。

24、29、34ページになります。

お手元の資料をご覧ください。

各ページの左下、市街地ごとの表「大規模建築物等の外壁・外装の基本とする色彩」にあります、米印以外のものでなければならない、とします。

パワーポイント資料に戻りまして、③門・塀・柵、屋外設備その他外構等の施設及びこれらに類するものについては、光を強く反射する素材を避け、こげ茶等の落ち着いた色彩としなければならない、④著しい老朽化の見られるもの及び今後の使用見込みのないものについては、速やかに修景又は除却等をしなければならない、⑤除外規定については、景観重要公共施設の除外規定を準用すること、とします。

以上、公共施設型の景観形成重点地区について、都市計画審議会にお示したところ、いただきましたご意見が、パワーポイント資料8ページ目のポツの2つ目になります。都市計画審議会からは、範囲が広すぎるのではないか、協議等の手続き面から大学まで含める必要はないのでは、とのご意見をいただきました。

ご意見受け、当該基準につきましては、松戸駅周辺の民間の広告物に対して、協議を求めるにあたり、市でも良好な景観形成に向けた取り組みの模範を示すことが目的であります。そのため、国県等の施設については、景観法に基づく通知に関する手続きの中で協議を継続するものとし、まずは、市の施設のみに規制をかけることといたします。

また、範囲につきましては、景観改善の事業を実施するにあたり国の補助金を活用することを見込むものであり、対象となる施設を多くするためにもできるだけ大きくとることが望ましいと考えております。繰り返しになりますが、こちらについては、対象範囲は変更せず、対象とする施設は市の施設に限るものとします。

3つ目に、工作物の行為の制限の基準「みどり」についてです。こちらは、資料2「景観計画」素案の51ページをご覧ください。

(2) 工作物の形態・意匠の制限の「みどり」の項目について、「みどりそのものは工作物ではないため大項目として記載があることには違和感がある」とのご意見をいただきました。このことにつきましては、ご指摘のと通りの部分がございますので、大項目としては「みどり」を削除し、太陽光発電設備等の各項目の行為の制限の基準として加えることとします。

4つ目に、屋外広告物の表示・掲出に関する指針についてです。

こちらは、資料2「景観計画」素案の60ページの表をご覧ください。

表の2つ目「立地に応じた指針」について、「ショーウィンドウや簡易広告物等による季節・催事の演出に関する記載があることは、一方で広告物を制限するのに対し、掲出を促すような記載の両方を示しており矛盾しているのでは」とのご指摘がありました。このことについては、誤解を与える恐れのある表現については修正を検討します。

続いて、「照明を用いる際の指針」についてです。

こちらは、資料2「景観計画」60ページの表をご覧ください。

表の下から2つ目、こちらに対して、「市内全域を対象とする指針としては書きすぎており、実効性が低いのではないか」とのご意見をいただきました。

こちらの項目につきましては、これまで令和4年度に作成した松戸駅周辺の屋外広告物についてのガイドラインを基に、令和6年度より松戸駅周辺の景観形成重点地区の指定に向け検討を進めてきた中で、松戸駅周辺の重点地区に設定をした項目は、市全域にもかかる問題であることから、こちらは市全域の指針にも記載するのがよいと考えております。

最後に、都市計画審議会後に頂いた意見として、その他、広域連携に関する記載について、こちらは、資料2「景観計画」素案7ページの図の右下をご覧ください。

こちらの文言に対し、「各自治体の枠組み内でルールを定めることを規定している、現行の景観法の枠組みを超えてしまう懸念があるのではないか」とのご指摘をいただきました。こちらにつきましては現在、国・県等にも法解釈の確認等を行っていることを申し添えます。

続いて、9ページをご覧ください。

3「景観計画」素案 1 松戸駅周辺の景観形成重点地区の区域について。

前回の審議会においていただきましたご意見を基に図の通り修正しました。

黒線の景観形成重点地区及びオレンジ線の駅前特定区域については、各通りの両側が含まれるよう道路端から25mまでとし、25mのラインにかかる土地は区域の対象とします。

また、図右下の新拠点ゾーン部分について、対象区域が狭まったように見えますが、運用上25mのラインにかかる土地は区域の対象とすることから新拠点

ゾーンの範囲は網羅できております。

続いて10、11ページにつきましては、先ほどの都市計画審議会に関するご報告の中でご説明しましたので、飛ばさせていただきます。

12ページをご覧ください。4基本計画のたたき台「景観基本計画」の時点修正。

景観基本計画は本市の景観に対する理念を示すものであり、策定から年数が経過しても変わらない基本的な考え方でございます。

そのため、社会情勢の変化や上位・関連計画である「都市計画マスタープラン」等の改定に伴う、「景観計画」の改定と同時に時点修正を行います。

主な修正箇所は、資料3「基本計画」たたき台を使用し説明いたします。

修正箇所は赤字部分となっております。

1つ目、「景観計画」の改定に伴う修正としまして、まず、「景観基本計画」の10ページをご覧ください。こちらに「景観計画」改定の主旨を追加しました。

続いて、「基本計画」90ページをご覧ください。

市民参加による景観づくりの図を「景観計画」と合わせて修正をいたしました。

続いて2つ目、「松戸市都市計画マスタープラン」の改定・「都市計画マスタープラン（市街化調整区域編）の作成」に伴う修正としまして、まず、資料3「基本計画」の32～34ページをご覧ください。

景観づくりに向けての基本方針について、都市づくりの将来像や目標について修正をいたしました。

続いて、資料3「基本計画」40、66、67ページをご覧ください。上位計画の修正に伴い、旭町地区の「みどりの交流景観拠点」を削除しました。

3つ目、現況変化に伴う修正として、まずは、資料3「基本計画」の15ページをご覧ください。

本市の現状と課題について、市街地化の変遷図に最新の図を追加します。

続いて、資料3「基本計画」40ページをご覧ください。

こちらは、松戸都市計画道路3・3・7号横須賀紙敷線の整備済みエリアを「主要幹線道路景観ベルト」として追加します。

最後に、資料3「基本計画」58、59、71、72、76、84ページをご覧ください。

矢切、馬橋、常盤平、東部の各地域の特性を活かした景観づくりについて、課題や景観づくり方針等を修正いたしました。

景観基本計画の主な修正箇所は以上となります。

続いて、パワーポイント資料13ページをご覧ください。

5運用方法の検討。

1景観計画の改定に伴い運用方法の変更を検討するため、近隣市町村へ照会

を行いました。

まずは、事前協議制度の設定状況及び事前協議書の届出時期について、過半数の近隣市が事前協議制度を設けており、事前協議書の届出時期についても行為着手の60日が多くなっていました。

また、千葉市では、景観への影響が大きいものについては、計画変更が可能な早い段階での協議を求めています。

この照会結果を基に、事前協議制度にかかる運用方法については、今後取り扱いの変更を検討してまいります。

続いて、14ページをご覧ください。

駐輪場等の付属建築物の取り扱いについて、届出対象規模の建築物に付属する駐輪場等の建築物に対し、行為の制限の基準を多くの近隣市町村が適用していました。

また、行為の制限の基準を超えている色彩であるが、製品上等の都合上、変更できないものについての対応は、基準に沿うよう指導や、敷地内の建築物の見付け面積の割合で判断するなど自治体により様々でした。

本市では、照会結果を基に、駐輪場等の付属建築物の取り扱いについては、行為の制限の基準外の色彩であっても、小規模であり景観上影響の少なく、必要最低限の範囲で使用できるものについては許容できる範囲とし、例外規定を設けたいと考えおります。

具体的な記載内容については、資料2「景観計画」素案の40、52ページをご覧ください。

まず、40ページについて、表 届出対象行為の下段に、※印で追記しました。こちらは、全体の規模としては届出対象となる行為ではあるが、小規模な付属建築物等の修繕であり、景観への影響が少ないと認められる場合の例外規定となっております。

続いて、52ページをご覧ください。

別表の右側に、※印で追加しました。こちらは、行為全体として届出対象となる付属建築物等について、小規模であり、景観への影響が少ない場合は、基準外であっても最低限の範囲であれば使用できる例外規定となっております。

続いて、パワーポイント資料15ページをご覧ください。

樹種の取り扱いについて、景観計画部門を除く、みどりに関する部署において、樹種のリストを作成している自治体数は2つであり、景観計画上において、樹種のリストを作成している自治体はございませんでした。

また、半数の自治体が、樹種の取り扱いに関する項目を行為の制限や配慮事項に設けていました。

この結果を基に、本市では、今後景観計画における樹種リストについて、運用

上作成することを検討するとともに、樹種の取り扱いについては、敷地内緑化や樹種の選定に関する事項を行為の制限の基準及び配慮事項に追加することとしております。

続いて、16ページをご覧ください。

運用方法の検討の2つ目「景観条例」及び「景観条例施行規則」について「景観計画」の改定に伴う修正箇所について、「景観条例」より説明をいたします。

第4条の事前協議書の提出、第6条の行為の届出、第7条の届出の適用除外行為、第8条の特定届出対象行為、第9条の完了の届出について、屋外広告物型と公共施設に対する各届出等を想定した条文を追加いたします。

また、届出対象規模に太陽光発電設備等を追加することから、工作物の新設等における規模についても追記をしております。

続きまして、17ページをご覧ください。

景観形成重点地区制度の創設に伴い、地区の指定について、第19条と第20条の間に追加を予定しております。

続いて、景観条例規則の修正箇所についてです。

提出図書にアイレベルの完成予想図を追加します。こちらは、立面図等だけでは景観形成への影響が判断できない場合に必要に応じて求めることを想定しております。

続いて、事前協議の時期につきましては、近隣市町村への照会結果などを参考に、適切な時期に実施できるよう、修正することを検討しております。また、アドバイザー会議につきましては、市の附属機関等に関する指針により委嘱を必要とする機関ではないことが示されたことから、今後は任期を定めず必要に応じて様々な専門家にご意見を伺える形に修正をいたします。

最後に、19ページをご覧ください。今後のスケジュールについて説明します。

今年度の景観審議会は、10月上旬に第3回、2月上旬に第4回の計4回、枠内に記載の事項についてご審議いただく予定です。今後、9月ごろから地元関係者との協議を開催し、そこにおいて受けた意見から各計画の修正、運用方法の検討を行います。また、11月よりパブリックコメントを実施するため、次回の審議会でご提示する計画案が実質的な最終審議となります。説明は以上となります。ご審議の程よろしく願いいたします。

阿部委員)

はい。欠席の方からのご意見を合わせて、ご報告ください。

事務局 藤島主事)

失礼いたしました。本日欠席の田邊委員より、事前にご意見を頂戴しておりま

したので報告いたします。

まず、オープンハウスのアンケートについて好意的な意見が多く、また、オープンハウスの参加型の仕組みもよかった。ただし、アンケートは今回のようなかたいやり方ではなく、ワークショップ等能動的に意見を聞ける取り組みをしてもよかったのではないかと。世田谷区で、木の幹の絵と葉っぱ型の付箋を用意し、来場者に意見を貼ってもらうことで一本の木ができ、それがオープンハウスの展示作品にもなる、というやり方をしていたので今後の参考にされたい。

公共施設型の景観形成重点地区について、行為制限の設定にあたり、近隣市へのヒアリングをしていると思うが、公共施設型重点地区の事例はあまりないはず。今回は市の公共施設に限定しているが、本来はこの制度がなくても市は基準内でできないといけない。国や県も含めてであれば景観重要公共施設ということでも分かるが、市の内部的な取り組みを外に出すのはあまりよくないのでは。計画内で制限をかけるのではなく、公共の中で必要な調整をして取り組んでいくべき、とご意見をいただきました。

なお、こちらにつきましては、田邊委員のご意見のとおり、本来公共側の景観形成は内部での調整により取り組むべきものではありますが、今回の改定によりこの制度を設ける理由としましては、本市の中心部、顔となる松戸駅周辺の景観改善の取組として、民間に対し屋外広告物の改善を求めることに合わせ、市が模範となる例を示すこと、また、当該事業の実施には補助金の活用も検討しており、その要件として景観改善による基準への適合することが求められることから、市がより厳しい基準を設け、積極的に景観改善に取り組むたいと考えております。

続いて、工作物の行為の制限の基準について外構のところにみどりが入っているので、外構という項目を設けて記載すれば問題ないと思う。太陽光発電の周辺外構もあるので、外構という項目がふさわしいのでは。

続いて、屋外広告物とショーウィンドウ等による季節・催事の演出について、屋外広告物は届出の対象になるような規模のものの制限をしているから、矛盾しているということはない。

照明については、屋外広告物の照明に対しての制限であって、書きすぎているという印象はない。全地域対象とするなら、駅周辺よりも住宅地のほうが厳しい対応をしていただきたいということを踏まえると、書きすぎていないように感じる。

続いて、広域連携に関する指摘について確かに景観計画に書くべきものではないという感じがする。広域連携はあったほうがいいが、各自治体に調整しているわけではないので、相談をお願いするのは言い過ぎ。市境においては近隣の自治体へも配慮する、くらいの書き方がいいと思う。

続いて、景観形成重点地区の区域変更について修正後の案でいいと思う。

続いて、景観基本計画の改定について時点修正がメインだと思うので問題ない、丁寧にできていると思う。

続いて、運用方法の検討、事前協議の時期について、届出の期日の今後の取り扱いは、長くするのか短くするのか。長くする方向であれば良いと思うが、対象とする規模の設定が難しいところ。その事業がより長い期間の協議を要するのかそうでないのかどちらに該当するのかというのを、うまく逃げられないよう分かりやすく書かないといけない。

続いて、附属建築物の取り扱い、例外規定について具体的に困った事例があったのか。「景観計画」素案40、52ページで適用除外にしつつ基準を示しているが、両方書いていると混乱してしまう。附属建築物を最初から届出対象ではないものにするのであれば、素案の52ページの除外基準は必要ないのではないか。

続いて、樹種の取り扱い、樹種リストの作成について、他の自治体のように、みどりの部門が行った方が良いのでは。反対はしないが役割分担をして行った方が良いと思う。

続いて、景観条例第7条別表の届出対象規模へ太陽光発電設備等を追加することについて、届出対象規模に追加された太陽光パネルは景観上問題になることも多いため、追加するのが良いのでは。

続いて、松戸駅周辺の屋外広告物型景観形成重点地区において、デジタルサイネージを原則禁止とすることについて、今回松戸駅周辺の屋外広告物の規制を入れたが、多くの自治体でエリアマネジメント広告を取り入れているので、今後仕組みとして取り入れられると良いと思う。田邊委員からいただいたご意見は以上となります。

事務局 菊地補佐)

本日池邊委員も欠席なので、池邊委員のご意見も、あくまで事前説明での話となりますがご報告します。

阿部委員)

はい、わかりました。お願いします。

事務局 山下主査)

池邊委員からは、オープンハウスについては、アンケート数を確保できてよかったのではないかと、というご意見をいただきました。

また、都市計画課審議会結果につきましては、公共施設型の重点地区の範囲を

狭めてしまうと、後々のことを考えるとよくないのではないかというご意見をいただいております。

また、屋外広告物の表示・掲出について、季節・催事の演出は必要である。照明については市の示す方針のとおり、記載したほうがいいのではないか。というご意見をいただきました。

また、広域連携につきましては、今のところ隣接自治体にそこまで景観が悪いところもないというご意見をいただきましたので、やり方につきましては、景観法との兼ね合いを取って記載するのがよいのではとご意見をいただいています。

また、駐輪場等の附属建築物の取り扱いについて、行為の制限の基準外の色彩の、必要最低限の範囲はどう判断するのかというご質問がありました。現状こちらにつきましては個々の案件ごとに判断していくと事務局から回答をさせていただきました。

また、樹種について、これから気候の変動によりまして在来種も地域に適さなくなることが松戸市に限らず日本全国で考えられるとご指摘がございましたので、この点については今後の動向を見定めながら考えていきたいと思えます。

また、事前協議の時期については、設計変更ができる段階でしてもらわないと、難しいのではないかとご意見をいただきました。

池邊委員からのご意見は、以上でございます。

阿部委員)

はい、ありがとうございます。

今ご説明いただいた内容と、欠席の委員からのご意見等を踏まえてですね、出席されてる皆様から、ご意見或いはご質問等ございましたらお願いいたします。

宇津宮委員)

欠席の方々の意見とほとんど同じになってくると思うのですが、大きくは景観形成重点地区ですね。いろいろ話し合いを重ねていった結果、修正後ということで、9ページですか。かなりシンプルで見やすい形になったということはいえるのかなと思います。

ただ、これに関しては25メートルの範囲ということで敷地が接するものは含まれる、というところを広く認知していただかないと、誤解を招く部分があるのではないかなということがあります。見やすいのは良いことです。反面、25メートルに含まれている敷地の範囲です、ということを明確に理解していただく、ということに気を付けていただけたらなと思います。

あと、そのほかに、まずアンケート。今回のオープンハウスというのは非常によかったのではないかなというふうに私自身は思っております。この中で、にぎ

わいという言葉が出てくるのですが、このにぎわいというのは非常に難しいものなのかなと思います。にぎわいというのは人が集まってわいわいしているという捉え方と、人が常時流れている、というような考え方もあるというので、このにぎわいというのをどういうふうに形成していくのかというのが非常に難しいのかなというふうには思っておりますが、何かしらこうしないと、前に進まないというところがあるので、ここに書かれているようなオープンスペースとかですね、そういうものを利用して、広く、皆さんに定着すればなというふうに思います。アンケートの結果を見ると、当然答えていただいているので、非常にやはり景観に関して、皆さん興味を持たれているということが読み取れたのかなというふうに感じております。あとは欠席の方々の意見と同じになってきますので、私の方からは以上になります。

阿部委員)

はい。今のご意見に事務局からどうですか。受け止めていただくということで、お願いします。

入江委員いかがですか。

入江委員)

当然ですね、商工会議所から来ていますので、事業者の役割が一番大事と、地域社会の一員として思っております。良好な景観づくりに対して協力していかなくてはいけないと思っておりますけど、例えば屋外広告物の表示等の指針をこれから変わっていくということをどういうふうに周知するのか。広告看板等を製造する事業者の方、それから広告を出す事業者主の方に、これからこういう風にならっていくという指針をですね、ちゃんと周知しないと、結果的に進まない、ということになるかと思っておりますので難しいところですね。

例えばチェーン店とか、そういうところは本店に行かないとこういうことが伝わらないというところがあって、どんな周知の仕方がいいのかと思っておりますけれど、もしそういうところで市役所のほうでこんな周知を考えていますということがあれば、教えていただきたいと思っております。

阿部委員)

はい、いかがですかね。

事務局 山下主査)

周知の方法につきましては、今年度オープンハウスを開催させていただいたところですが、そのオープンハウスの際に行ったアンケートは、市民に対

して広く周知するために市内の人が集まる商業施設や公共施設を会場として開催しまして、このほか、市役所の連絡通路、会場に来場できない方向けにホームページの掲載を行いました。

また、SNSの発信ですとか、町会自治会掲示板等への掲出等行いまして、周知に努めたところではございます。ただ一方で、入江委員からお話ありましたように、実際の事業者や、広告事業者への説明というところですが、今後、重点地区に指定することで屋外広告物の掲出に関して直接的な影響が大きいと考えられる、松戸駅周辺の商業関係者、地元関係者に対する個別説明を実施する予定でございます。その後、年内にパブリックコメントを実施する予定ですので、そういったところで周知を図っていければと考えています。

阿部委員)

何か、業界団体の集まりだとか、そういったところで周知のタイミングっていうのはあったりするんですか。

事務局 山下主査)

はい、松戸駅周辺の商店街さんで構成される協議会ですとか、屋外広告物の事業者様に関しては、千葉県屋外広告美術協同組合、といった連合体がございますので、そちらにご説明する機会を設けております。

阿部委員)

入江委員、よろしいですか。

入江委員)

はい。

阿部委員)

他にはいかがですか。

私から事前にご説明いただいたときにもいくつか意見差し上げましたけれども、まず、公共施設型の重点地区なんですけど、こうした取り組み、特定テーマ型の重点地区というのは、やはり機動的に景観計画を動かしていく中で、非常に有効な手段になりうると思いますので、ぜひやっていただきたいなという一方で、例えば国ですとか県の公共施設に関しては、景観法の届出対象にはできないんじゃないかと思うんですね。基礎自治体に通知すればいいっていう枠組みだったかと記憶してますので、それを届出対象にできない中で、今回除外しますけれども将来的に入れていくっていうようなことを考えたときには、制度上の立て

付けをぜひ整理していただいて、景観重要公共施設にしてしまえば、景観計画に書けば、それに則ってやることにはなってるんですが、そうすると通知すらなくていいことになるのではなかったかと、法律上、制度上そうだったのではないかと思いますので、きちんとこの松戸市の景観計画に則って、相談というか、協議していただける枠組みというのが、このやり方が妥当なのかどうかというのも踏まえつつ、ぜひご検討いただければと思います。確かに市の内部のことなので、内部でやればいいんじゃないかというのもありますけども、やはり市民の方に、いろいろお願いしてる中で、市のプレゼンスを示すという意味では、こういうやり方っていうのも1つあり得ると思いますので、いろんなところからいろいろ言われる可能性もありますけれども、ぜひ、何かしら突破口を見つけて、進めていただければと思います。

それから、屋外広告物に関して、記載のしすぎではないかという都市計画審議会のご意見もありますけども、他の委員の皆さんと同様に、松戸駅周辺が余りにも、屋外広告物が煩雑になりすぎ緊急度が高いということで、重点地区にしますけれども、他の地域ではやらなくていいというわけではなくて、予防的にですね、やっておいた方がいいと思いますので、ぜひこういう書き方でよろしいのではないかと思います。

あと、広域に関しては、確かに届け出した方に他の自治体にも届け出てくださいというのは、過剰な負担ですので、それはできないと思いますけれども、届け出にきた窓口の段階で、他の自治体にも影響が出そうだなということであれば、他の自治体こういうのがありますけれども、何かこう協議にあたって、言うべきことはあるでしょうかっていうような、行政の景観協議会的にですね、意思疎通が図れるような、連携の枠組みをぜひ近隣市とですね、今後、手を取り合ってやっていただくというのが実務的にはいいのではないかと思います。当然その際には当該市の景観計画の枠組みの中でしか、協議というのはできないですけれども、その中でも、近隣市と影響をお互いに共有できるのであれば、それは行政内で連携する必要があるかと思います。

事前協議は他の皆さんと同様に、後戻りできるタイミングでということですかね、30日前ですと、もう色しか変えられません、のようなことになりますので、ずらしてくださいですとか、外構工夫してくださいというようなことがいえるタイミングだといいなと思います。

あと、小規模なものの例外なんですけれども、何か市長が認めるですとか、影響のないっていうような書き方だと、どうにでもとれそうな気がしますので、例えばですけども、公共空間から望見、望む、見ることができるもの、公共空間から見えないものに関しては、この限りではないだとか、何か少し判断の基準となるようなものを、書いておいたほうがいいのか、或いは内部でご担当が代わられ

ても共有できている仕組み、申し送りできるようにしておかないと、アリの一穴で、小規模だからいいでしょうみたいなことで、OKが出てしまう可能性もありますので、そこはご注意くださいかなと思います。

ということで、他にご意見がなければ、いろいろ意見は、ご欠席の委員からも含めて出てますけども修正、お答えをいただくような形になりますかね。

何か事務局の方から、今の段階で、ございましたらお願いします。

事務局 山下主査)

皆さまご意見ありがとうございました。今後ですけれども、都市計画審議会の方から、結構いろいろなご意見をいただきましたので、事務局から報告をしたいと考えているところですが、都市計画審議会の意見と事務局側での提案で相違がある部分がございます、例えば照明の部分ですとか、そういったところは都市計画審議会の方ではちょっとここまで書かなくても、というところがあったのですが、今の、景観審議会からのご意見を踏まえて、市としては全域でやっていきたいというような回答してしまっても問題ないでしょうかということで、確認させていただければと思います。

阿部委員)

よろしいですかね。仕組み上、決める主体は景観審議会、都市計画審議会には報告、ということでもいいんですよ。だから向こうで審議するわけではないので、こちらで決めましたと報告いただいて、さらにおかしいんじゃないかという差し戻しがあれば、次回にでも審議ということでよろしいかと思います。

事務局 山下主査)

ありがとうございます。

阿部委員)

そうしましたら議題1について以上でよろしいですかね。委員の皆さん、よろしいですか。

はい。ということで、ここで議題1を終了いたします。

それでは、次の議題に移る前に5分間休憩ということで、再開11時5分ですよろしいですかね。ということで、11時5分ということで、傍聴人の方、以降の議題については非公開となりますので、ご退席いただきますようお願いいたします。では休憩ということでお願いします。

事務局 松本補佐)

それでは、傍聴の方、ご退席をお願いいたします。あわせまして、八千代エンジニアリング株式会社もご退席をお願いいたします。

※議題(2) 松戸市景観条例第17条第1項第7号に基づく本市における良好な景観の形成に係る調査審議事項について「(仮称) 松戸市地区計画の区域内における建築物等の形態意匠の制限に関する条例」の制定については、松戸市情報公開条例第7条第5項に定める非開示情報を含むため非公開とする。

事務局 松本補佐)

阿部委員、議事の進行誠にありがとうございました。

次回の、第3回審議会についての報告でございます。次回は10月7日火曜日午後2時を予定しております。詳細につきましては、改めて皆様にお知らせさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

報告事項は以上となります。本日は、委員の皆様におかれましてはご多忙中、ご参加いただきまして誠にありがとうございました。